

# 全友ニュース

ZENYU NEWS

DIGEST 版

2025 年 11 月 11 日

第二東京弁護士会 全友会



Kota Kinabalu, 2025.08  
第二東京弁護士会 互助会旅行

全友ニュースは、本号（第 85 号）よりオンラインでお届けします。本冊子は、  
全友ニュース第 85 号から一部を抜粋したダイジェスト版です。

全友ニュースの全内容は、右記の QR コード又は URL から表示されるウェブ  
サイトでお読みいただけます。なお、オンラインの特性を活かし、今後もコンテ  
ンツを追加する予定です。

全友ニュース完全版はこちらから



<https://zenyukai.jp/activities/zenyunews85/>

## 全友ニュース第 85 号 Contents

### 【ダイジェスト版所収】

全友会シンポジウム「弁護する技術」  
弁護士のコアバリュー  
2025 年全友会合宿報告

「よりそい弁護士制度」をご存じですか

旧統一教会問題の現状と今後の課題

フリーランス・トラブル 110 番の取り組み

高齢者支援の意義と課題

子どもに関わる支援の大変さと楽しさ～児童相談所の例～

民事弁護教官を担当して

IPO 準備会社支援の実務

ワークライフバランス

～さらに追加予定～

### 【オンラインコンテンツ】

第二東京弁護士会の副会長を終えて  
日本弁護士連合会事務次長を終えて  
刑事弁護における真実尊重義務  
犯罪被害者に対する法的支援について

## 全友会シンポジウム

# 弁護する技術 ～裁判官からみた説得の在り方～

2025年7月24日開催



### 本シンポジウムの開催趣旨

私は、2014年4月から2017年4月まで、司法研修所の刑事弁護教官を務めました。教官となるにあたり、先輩から「教官は老いてから報われる」という言葉をいただいたことを思い出しますが、教官時代に得た司法修習生との関係は実際に私の大きな財産となりましたし、個人的にも弁護実務を深く学ぶ良い機会となりました。

私が教官時代に关心を持ったのは、説得の在り方、事実認定の在り方と、会議体における意思決定の在り方でした。このうち、説得の在り方は、刑事弁護教官室が修習生に教える内容そのものですが、弁護士が説得する前提として、事実認定者（裁判官や裁判員）はどのように心証を形成するのか、会議体における意思決定はどうあるべきかについて、刑事弁護教官室や他の教官室の教官と議論しながら考える時間は、とても楽しいものでした。

弁護士にとって、証拠を収集し、収集した証拠を法的に分析・検討した上で、説得的な主張・立証を行うことは、民事・刑事を問わず、法廷の内外を問わず、不可欠の技術であるといえます。また、実務における弁護士の主張・立証に説得力があるかどうかは、説得の対象者（裁判官や裁判員に限りません。）が一番よく感じているところだと思います。

そこで、本シンポジウムでは、司法研修所民事裁判教官の経験のある森健二裁判官（東京地裁部総括・50期）から、民事裁判において裁判官はどのように心証形成しているのか、弁護士に求める訴訟活動はどのようなものかについて講演いただいた上で、刑事弁護の第一人者であり司法研修所刑事弁護教官の経験のある神山啓史弁護士（35期）にケース・セオリーの確立と説得の技術について講義いただいた後、弁護士に求められる技術と研鑽について検討することとしました。

本稿は、2025年7月24日に開催したシンポジウム「弁護する技術」の内容を整理して紹介するものです。

### 登壇者

森 健二（裁判官 もり・けんじ）

神山 啓史（弁護士 かみやま・ひろし）

尾川 佳奈（弁護士 おがわ・かな）

### コーディネーター

水上 洋（弁護士 みずかみ・ひろし）



報告 水上 洋  
(全友会 政策研究会代表 47期)

### 1 裁判官の心証形成と当事者に求められる活動

最初に、森裁判官に「裁判官の心証形成と当事者に求められる活動」と題して、以下の内容の講演をしていただきました。

#### （1）裁判官の心証形成

ア 事実認定のゴールは何か、ゴール達成のために何をしているか

裁判官の事実認定のゴールは、①妥当な結論に至ることで

あり、そのためには、②結論を導く判断過程（判決書の説示）に説得性がある必要があり、そのためには、③適切な経験則に基づく妥当な評価が必要であり、そのためには、④要証事実の存否に関わる重要な間接事実を認定する必要があります。

このゴール達成のため、第1に、正確な主張分析をする必要があります。認定対象（争いのある主要事実）は何か、要件事実を整理し、認否をとり、争いのある要件事実は何かを明らかにした上で、その争いのある要件事実について関連性

## (2) ゴール達成のために何をしているか

- ①正確な主張分析／認定対象（争いのある主要事実）の把握
- ②書証と人証の違いを意識／直接証拠である書証があれば、その真正と証明力を中心に検討
- ③「動かしがたい事実」を中心とする関節事実の認定／適切な経験則を用いた証拠の信用性評価・要証事実との関連性の程度の検討
- ④適切なグルーピング／時系列や当事者双方のストーリーを意識



のある間接事実は何かを検討します。

第2に、争いのある要件事実について、いかなる証拠があるか、書証で決めるのか、人証で決めるのか、証拠構造を意識し把握する必要があります。その上で、直接証拠である書証があれば、成立の真正と証明力を中心に検討します。

第3に、直接証拠がある場合はその証明力、直接証拠がない場合は間接事実による推認の問題になりますが、「動かしがたい事実」を中心に据えて、その証明力、信用性を判断したり、推認に利用する間接事実として位置づけたりします。「動かしがたい事実」を抽出した後、適切な経験則を用いて証拠の信用性を評価し、要証事実との関連性の程度を検討して、最終的に妥当な結論を出せるかを検討します。

第4に、経験則を用いるにあたっては、間接事実をグルーピングすることが重要です。例えば、関連性のあるプラス事情が①から④まであり、それと相反するマイナス事情がAからCまであるが、結局はプラスに方向に働く、といった判断をします。また、時系列で整理する作業も重要となります。このグルーピング作業と時系列の作業を行う際には、当事者双方が提示したストーリーを意識して、そのストーリーに合うか否かという観点から、検討します。

事実認定は以上でほぼ尽きており、あとは事件ごとに一つずつこうした作業を繰り返し行っていくことになります。

### イ 民事裁判教官室の指導内容

民裁教官室は、実務家の卵である修習生に対して、実務を行っている、以上のことと同じ内容を教えています。

ただ、同じことを教える中で、さらにその根本は何かを繰り返し伝える必要があり、実務修習の事件や白表紙記録を用いて、「事実認定の基本構造・技法の理解の徹底」を重視しています。

修習生には、まず「判断の枠組み」（証拠構造）を意識してもらい、直接証拠はあるのか、間接証拠しかないのか、その証拠は文書か供述か、文書であれば成立の真正に争いがあ

るか（偽造文書の争いがあるか）等を押さえます。

修習生は、抽象的なツールには関心がありますが、具体的にこのケースでどのツールを使い、どう結論を導くかということには関心が薄い傾向があります。自分が教官をしていた時は、ツールにすぎないのにツールにだけ関心があるという本末転倒になっている点の改善に腐心していました。

修習生の指導にあたっては、「結論を導く上で重要な事実」についての検討・論証にも重点を置いています。すなわち、時系列に沿って、関連性のある「動かしがたい事実」を整理、検討します。一時期、修習生が争いのない事実や書証で容易に認定できる事実を特により分けることなく「動かしがたい事実」として起案にやたらと挙げてくる時代がありました。記録上、登記がこうなっている、こういう催告をしたなど、挙げようと思えば、そのような事実はいくらでも挙げることができます。そういう起案は、ときとして実務の準備書面でも見受けられますが、「この代理人はこの事件を果たして分かっているのか」という疑問を抱かせかねないことは意識しておいてもらった方がよいのではないか、要は、分かりやすくストーリー展開してくださいということです。

また、最近の司法研修所では、「争点整理に力点を置いた指導」を行っています。その理由は二つあります。一つは、実際の民事事件では争点整理手続の段階でかなり心証を取っているということが挙げられます。民事弁護教官からは「この段階で心証を取られては困る。」と言われることもあります。ただ、実際の訴訟では、あくまで「暫定的」な、つまり証拠が全て出し切られているわけではない段階でのものということになりますが、相応に心証を取っていますので、司法研修所での教え方も、実務に沿う形で変えた面もあります。もう一つの理由は、教育的観点からも、供述証拠（人証）を抜きにしてどのような事実を基礎にしていかなる事実を推認できるのかどうかを検討する訓練になることが挙げられます。従来、修習生に対しては、人証も含めて全ての証拠が出た白

表紙記録を用いて事実認定に関する起案を行わせてきましたが、それでは一つ一つの証拠や間接事実の意味合い・重みがぼやけてしまいがちなので、例えば第2回手続ではこういう証拠が出ているからこういう心証が取れる、第3回手続では逆の証拠が出てきたからこうプレる、そのプレしている過程が出ると、一つ一つの信用力、証明力や間接事実の位置づけを考えるようになります。これまでの静態的な事実認定ではなく、動態的な事実認定、証拠が動くと自分も動くのか動かないのかという訓練ができるので、争点整理に力点を置いた教育には積極的な意味があると考えています。



森 健二 裁判官 50期

#### ウ 争点整理での営み

裁判官が実際の争点整理でどのようなやり方で心証を取っていくかといえば、求訟明（民訴法149条1項）というツールを用いて、その都度その都度の心証を当事者に投げかけることによるしかありません。

心証の投げかけの目的は二つあります。一つは、証拠を出し切ってもらうということです。例えば、本来であれば出るべき証拠がもっとあるのに、訴訟ではその半分しか出されていない中で弁論準備手続を終結すると、5割の証拠を前提にした心証しか取れないのは当たり前です。一審裁判官からすると、それで「誤判だ。」と言わざるを得ないが、そこで「証拠5割の中では正しい判断だ。」という話になってしまいますので、きっちり証拠を出し切ってほしい。「尽証度」とか「解明度」という議論につながる話です。

もう一つは、証拠が出し切られても、個々の証拠の評価は一義的ではないということを前提として、個々の証拠や間接事実について、できるだけ多様な見方を取り込んでいくということです。原告と被告とで対立する評価が当然にあり得えますし、裁判官が原告とも被告とも違う見方をすることもあります。人証も含めて全ての証拠が出された後に最終的な事実認定をするに当たっては、その多様な見方のうち、事案の全体を見直してみて当該事案に最もふさわしい見方は何かを決めて最終判断をすることになりますが、多様な見方から事案に応じた見方に收れんさせるプロセス自体が、認定した事実を誤りの入りにくいものとするように思います。

裁判官は、意外と見落としをしたり思い込んだりしていることがあります。黙っていると分からないので、「思い込みだったら直してください」という趣旨で、心証を開示します。最近は多くの裁判官がやっていることだろうと思います。

#### エ 争点整理と尋問（証拠調べ）との役割分担

争点整理手続が終了した後、多くの事案は尋問が待っているため、争点整理と尋問の役割分担を考える必要がありますが、尋問は、「中心的な争点」について行われるのが理想です。

例えば「この証人から4つの事実を立証します。」と言わざるを得ないが、論点が多すぎて心証を取りきれないからです。そもそも人証は心証を取るのが難しい、つまりその信用性を判断するのが難しい証拠ですので、一点勝負で「この契約書を作成した時、どういうことがあったか否か。」とするなど、ピボットでその人の話を聞く方がわかりやすい。現実問題としても、限られた尋問時間の中で誰から何を聞き出すかということを考えざるを得ません。

そこで、尋問に入る前に、争点整理手続において、争いのある要件事実のうち尋問によって確定させる必要のある「中心的な争点」について、三者で共通認識を持つための訴訟活動を行う必要があります。この共通認識の対象は、要証事実と関連性のある間接事実があるか否かと各間接事実の関連性の質・程度です。「その点は供述で立証する」と明言してもらう方法や、「その間接事実はどの程度の価値があるか」を共有する方法があります。

裁判官は、争点整理において暫定的心証を取っていますが、ここで言う「暫定的」とは、70%とか40%という心証度の話ではなく、手続として暫定的であるという意味です。弁論準備手続が終わった段階では、まだ証拠調べが残っている以上、「暫定的」と言わざるを得ず、その段階で100%ではもちろんないですが、それに近い心証を取っていることもなくはないです。

そういう心証を取るために裁判官が何をやっているかというと、提示された原告のストーリーと被告のストーリーが相対立している前提の中で、そのストーリーを見比べて評価をするため、動かしがたい事実（書証が豊富な事案）と対照して判断しています。つまり「動かしがたい事実」というツールを使って双方の「ストーリー」のいずれが合理的か不合理かということを考えて事実認定をしています。

客観的な「真実」というものはそうそう分かるものではないですし、そもそも、民事訴訟の場合には、刑事訴訟と異なり、本当の真実を追及しないといけない場なのか、相対的な真実にとどまるのではないかという議論もあります。相対的というの、ザックリ言えば、原告と被告の二つのストーリーを見比べて、どちらがより真実っぽいかを考えるというののように思いますが、当事者双方の証拠収集能力には自ずから限界のある民事訴訟という場では、裁判官も、そのような形でしか事実認定はできないのではないか、という思いを抱かなくはありません。

なお、供述証拠により認定する事実が「動かしがたい」場合もあることはあります。司法研修所の教材である「事例で考える民事事実認定」の初版では、動かしがたい事実として、①争いのない事実、②証明力の高い文書で認定できる事

実、③双方が一致した供述によって認定できる事実、④当該当事者にとって不利益なことを供述した事実を挙げられていました（ただし、最新の3訂版では、動かしがたい事実は①②で、③④は「信用性の高い供述証拠から確実に認定できる間接事実」の例として整理されています。私自身は、3訂版のように①②の事実と③④の事実とは一応区別しておくのがよいと思っています。）。このうち、①と②は、理想論でいえば、争点整理手続の中で全て顕出されなければならない事実です。③と④は、供述を聞かないと分かりませんが、理想的に争点整理が進めば、一致供述や不利益供述といったものは、当事者双方がきちんと主張をして相手の認否をきちんと取れば争点整理段階で出てくるものなので、人証を用いて初めて認定できる事実とはいえないようにも思います。

もっとも、一致供述、不利益供述は、その評価が難しい。不利益は特にそうですが、そういう前提を供述者がきちんと理解しているのか、どういう文脈で出てきた供述かも一つの評価になるので、一筋縄ではいきません。一審ではそう供述したが、控訴審では実は違いましたということも、供述証拠の性質上、不可避です。控訴審で一蹴されることも少なくないでしょうが、どちらの供述が信用できるのかどうかは、いったんは冷静になって見てみる必要があります。

このように供述証拠の信用性を評価することは、「一致」「不利益」という言葉のイメージよりも実際には容易ではないことも少なくないので、誤りのない事実認定をすることを考えると、できるだけ供述証拠に回さず、いかに確度の高い心証を形成するかという思いで争点整理手続を運営するのが、理想的な訴訟（争点整理）運営ではないかと思います。

ただ、その理想が当事者双方にとって理想かどうかは別ですし、理想どおり美しく進むことは現実には必ずしも多くはないように思います。

## （2）当事者に求められる活動

### ア 主張書面・書証の理想と尋問（証拠調べ）の理想

以上を前提として、裁判官が当事者に何を求めるかというと、主張書面・書証については、どこまで説得的なストーリーを展開でき、それを裏付ける書証があるかということになります。ここは、言葉にすると至極当然のことのように思いますが、とても大事な点です。

そして、尋問では、争点整理までに裁判官に企図したとおりに心証を取らせていた場合には、更にそこを固めるため、強調すべき事実をビビッドにしてほしい。やはり直接主義というものの効用はあって、法廷で直接語られると「やっぱり本当のことを言ってるな」と思うことは結構あります。信用できるだろうと思って聞きはしますし、きちんと語ってもらうと、それまでに取った心証は「やはり間違っていたな」。という安堵感も得られます。

また、尋問では、行間を埋めてほしい。裁判官は、関連性のある事実や気になる事実は補充尋問で聞きますが、主尋問でも反対尋問でもそこを埋めてもらえると、代理人の質問で

同じベクトルに向いていることが確認できますし、その代理人に対する信頼感も増して、全体的にうまくいくことが多いと思います。

気を付けてほしいのは、繰り返しになりますが、裁判官には、弁護士の皆さんが思っている以上に、見逃しや思い込みが少なくないことです。尋問に当たる代理人としては、そのようなこともしっかり念頭に置いて、裁判官の見逃しや思い込みをその面前できちんと解消してもらう。裁判官を過度に信用しないという姿勢が大事です。

### イ 理想から遠のいた主張書面・書証

主張書面や書証が理想から遠のいた例を三つ挙げます。

一つ目は、自ら積極的にストーリーを提示しない例です。実務では、相当数見受けられるのが実情です。ストーリーが提示されないことが不利に働くことは少ないので、なぜきちんとストーリーを展開しないのかと思います。先ほど言ったような心証の取り方をしていることもありますが、全くストーリー展開しないということは何か不利なことがあるのではないかと痛くもない腹を探りたくなる気になります。

二つ目は、網羅的で冗長なストーリーを展開する例です。裁判官の心証形成が困難になるだけです。本人訴訟によく見られるパターンではあります。本人の場合には、法律的に意味のある事実を中心に書面を書いてくれとはなかなか言えないですし、冗長なストーリー展開がされる場合には、少なくない事案で全く心証が取れないということで結論が出せるので、それはそれでよいのですが、代理人にこういう書面を書かれると、一つ目の例と同様、痛くもない腹を探られることになることが多いと思います。

三つ目は、時系列が追えない例です。A、B、Dのように時間が飛んでいる場合、BとDの間に何かあるのではないかと勘ぐられてしまいます。

いずれにせよ、暫定的とはいえ、心証を一度取るとそれを振り戻すのは簡単なことではありません。代理人としては、まず最初にどういう心証を形成させるかが大事だろうと思います。

### ウ 理想から遠のいた尋問（証拠調べ）

尋問が理想から遠のく例を三つ挙げます。

一つ目は、主尋問で陳述書をなぞるだけの例です。代理人の準備不足の場合もボロが出ないようにしている場合もあるでしょうが、主尋問を行う意味が見出せません。

二つ目は、反対尋問で証人と議論する例です。自分の意見を押し付ける尋問は、散見されます。議論するなら、尋問を早めに切り上げてもらった方が嬉しい。

三つ目は、何度も同じことを繰り返し質問する例です。

二つ目と三つ目は、全くメリットがなくて、時間は浪費するし、逆の方向の心証を取られかねないし、ということになります。

要は尋問の目的を固めておくのが大事であり、すでに取らせた心証であればそれを固める、不利な心証であればそれを

## 主張書面・書証が理想的なものから遠のくと

### 例1 自ら積極的にストーリーを提示しない

→ 痛くもない腹を探られる（弁論の全趣旨）

### 例2 網羅的で冗長なストーリー展開

→ ただ心証形成が困難になるだけで（本人訴訟か？）例1と同様

### 例3 時系列を追えない陳述書

→ 「飛んだ期間」に何かあるのではないか？との心証

④ いずれにせよ、そのような過程で一度形成された心証を振り戻すのは、暫定的なものであっても容易ではない（その良し悪しはともかく、一審判決の重要性とも通底する話）



できるだけ揺らがせるということです。

#### （3）まとめ

最後に、民事訴訟においては、書証が重視されており、供述は軽視されているのではないかと代理人の皆さんから言われることがあります、そんなことはないことを申し添えます。

結果的に書証を重視して事実認定をしたとしても、一致供述や不利益供述といった供述証拠で認定する事実が、理想的に争点整理手続が進んだ結果、争いのない事実として尋問前に出尽くしていたのかもしれません。争点整理手続が理想的に進まなかった場合であっても、特に契約の成否が争われるような事案では、書証が重要で、そもそも尋問（供述）ではなかなか心証は取れない事件だったということも少なくないのです。

尋問で不利益供述や一致供述が出てくることは、数はそれほど多くはないものの、何十年のキャリアでいけば相当数あります。ただ、それを前提として主張立証活動することは、確率論としても得策ではありません。

代理人としては、争点整理手続においてどれだけ確度の高い心証を形成させるか、ということに重点を置くことが大切ではないかと思います。

その後、以下の質疑応答があり、パネリストからコメントをいただきました。

**水上** 主張書面の良くない例として、「網羅的で冗長なストーリー展開」が挙げられていましたが、訴訟活動に自信のある弁護士の中にも、非常に長い準備書面を作成して提出する例があります。裁判官はこうした書面をどのように受け止めているのでしょうか。

**森裁判官** 相手方代理人として受け取る立場になればわかると思いますが、とにかく読むのがつらい。50ページの準備書面の中に大切な主張がここここに書いてあると言われても、裁判官にその重要性を伝えることはできません。でき

れば10ページ程度にまとめてほしいというのが正直なところです。

**神山弁護士** 裁判官の事実認定の手法は刑事裁判と全く同じであり、特にストーリーという言葉が何度も出てきたのは印象的でした。刑事弁護の研修では、「全ての証拠を矛盾なく一貫して説明でき、なるほどと腑に落ちるストーリーを考えなさい。反対仮説の存在を具体的に示さないと勝てません」と教えていますが、民事も全く同じだと感銘を受けました。

**尾川弁護士** 法廷弁護技術研修を受講して、ケース・セオリーを叩き込まれましたが、裁判官がゴール達成のため何をしているかという講演の内容は、ブレインストーミング（ブレスト）によりケース・セオリーを構築する過程と同じで、ケース・セオリーの構築が民事に利用できる技法であることがよく分かりました。

**参加者（50期代の元民事弁護教官）** 私見であることを前提としますが、民弁教官室も、訴訟物、要件事実や証拠構造に関する考え方は民裁教官室と軌を一にします。しかし、民弁の場合は、争点整理が進むことで、一方当事者が有利に、他方当事者が不利になりうる構造があり、ひいては和解が困難になりかねないという実務的な悩みがあります。また、民弁教官室が、いわゆる直接証拠がない場合に、間接事実や証拠を「豊富に・具体的に・正確に」引用することを求めているのは、社会的に生起する多くの事実の中から、要件事実を推認させる事実や証拠を導き出すことも実務家としての重要な訓練であり、多くを引用する過程で重要性の優先順位も意識してもらいたいと考えているためです。さらに、裁判官は重要な間接事実を絞りたいかもしれません、弁護士の立場からすると、この裁判官がある間接事実を最重要と考えても、異動や控訴審もあるので他の裁判官は他の間接事実を重要と考える可能性がありますし、依頼者の満足のため網羅的に主張する場合もあります。

## 参加者（70期代の裁判官で現在は弁護士職務経験中）

弁護士として民事事件の証人尋問を経験しましたが、尋問の打合せをして初めて出てくる事実がありました。争点整理の段階で解明度を上げる必要性は理解していますが、事件によってはそれが困難なこともあります。尋問の打合せで初めて出てきた事実を裁判官に効果的に伝える工夫も大切だと感じました。

**参加者（40期代の元裁判官）** ストーリーは色々な意味で使われ、定義もいくつかあります。当事者にとってのストーリーは、事実認定者に対して自分の強調したいことを説得的に訴えかけて、事実認定者に印象づける活動が効果的だと思います。しかし、裁判官にとってのストーリーは、相対的に証拠が薄い中で誤りのない事実認定をするため、証拠の構造、判断の構造を常に意識することが大切だと考えています。裁判官の事実認定においては、加藤新太郎元判事が言うように「細かく積み上げ、大きく誤る」ことを避けるために、薄い証拠を積み上げて非常識な結論に至らないようにすることが大切だと考えています。裁判官として事実認定をするときのストーリーの位置づけについて、敷衍して説明いただけますでしょうか。

**森裁判官** ストーリーの定義の問題かもしれません、原告の主張としてのストーリーがあり、被告もまた反対仮説としてこういう契約はこういう形では締結していないというストーリーがあり、その当否、真偽を判断するから、原告のストーリーなのか被告のストーリーなのか、先ほどは対立軸だと言いましたが、そうではなくてパッチワーク的なストーリーになることも実際としてはありますが、それが正しいか、自ら出した結論が変なことになっていないかという検証は間違いなくしています。ここで取った心証とこちらで使う経験則が相矛盾しているとか、判決を全体を通じて読むと何を言っているか分からずということは、避けないとけません。左陪席と議論するとそういうことが見えることもあります。その点はよく気をつけています。それをストーリーというかどうかはともかく、トータルで見て、最初と最後が矛盾していないかというような検証は常にしているので、そういう意味で同じ考え方ではないかと思います。

## 2 ケース・セオリーの確立と説得の技術

### （1）司法研修所の刑事弁護教育の改革

次に、「ケース・セオリーの確立と説得の技術」に入りました。

最初に、「司法研修所の刑事弁護教育の改革」について、神山弁護士に説明いただきました。シンポジウム当日は「【座談会】司法研修所の刑弁教育改革を振り返る」（「五・七・五で伝える刑事弁護」現代人文社）を資料配布しましたが、神山弁護士から以下の説明をいただきました。

#### ア 司法研修所の刑事弁護教育の改革

司法研修所の刑事弁護教育は、66期以前と67期（2014年）

以降で、大きく異なります。一番異なるのは、見通し型記録による起案と講評を行うようになったことです。

刑事弁護教官室は、かつては、弁論終結時の記録（いわゆる振り返り型記録）を用いて、証拠調べを経た書証、証人尋問調書、被告人質問調書を検討させ、公判の審理を振り返って弁論を起案させてきました。

しかし、弁護人は、自らのケース・セオリーに基づいて証人尋問、被告人質問を行うものであり、他の弁護人が行った証人尋問調書、被告人質問調書を含めた記録から振り返って弁論を作成するという作業は、通常の刑事弁護の過程にはありません。振り返り型記録による起案は、記録上の尋問が不適切な場合は、修習生が不適切な尋問に引きずられて不適切なケース・セオリーに沿った弁論を展開してしまい、記録上の尋問が適切な場合は事実を拾いあげる静的な検討が中心となり、いずれにせよケース・セオリーを確立する動的な弁護活動の指導にそぐわないところがありました。

そこで、67期以降は、公判前整理手続中に弁護人が保有する情報と資料（①被告人からの事情聴取メモ、②起訴状、証明予定事実記載書、③検察官請求証拠その他の開示証拠、④弁護人が収集し証拠調べ請求する証拠等）を編綴した見通し型記録をもとに、ケース・セオリーを立てて、公判の審理を想定した弁論（想定弁論）の起案をさせることとしました。加えて、どのような反対尋問を行うか、どのような証拠を収集すべきか等の小間の起案をさせています。

#### イ 改革を行った理由

このように改革した理由は、裁判員裁判が始まったことが大きいと言えます。裁判員裁判が入ったことにより、連日開廷が行われ、論告を聞いてから弁論を考えることは不可能となりました。つまり、公判が始まる前に全て準備し、どのような弁論を行うのか確立していかなければ、勝負にならない。そこで、公判が始まる前に、ケース・セオリー、すなわちどうやって説得するのかという説得の論拠を確立しておく必要がある。こういう教育になりました。

また、裁判員裁判は、法廷で目で見て耳で聞いて分かる審理をしなければいけません。書面を一生懸命書いて提出して、後で読んでもらうということは、不可能となりました。裁判員裁判では、出した書面は後で読みませんので、法廷で陳述し尋問するという、目で見て耳で聞いたところで心証を取ってもらうしかありません。そうなってくると、法廷でどのような陳述をするか、どのような尋問をするかという、法廷弁護技術の研修が必要となります。そこで、その基礎的な技術を司法研修所で教えることになりました。

その後、パネリストから以下のコメントをいただきました。

**尾川弁護士** 刑事弁護教官室の指導は、講評においてブレストを行うことが印象的でした。ブレストは、被告人にとって不利な事実をたくさん上げ、次に有利な事実をたくさん上げ、上がってきた事実をグルーピングし、そこからケース・セオリーを立てていく作業です。これは、さきほどの森裁判

官の講演内容に近いと思いました。また、民事弁護教官室は、事実を豊富に出すことが強調され、たくさん事実を挙げると起案の点数が上がると修習生は認識していました。民事裁判修習や刑事裁判修習では、重要な間接事実を挙げることが強調されていて、薄い間接事実はどれだけ積み重ねても事実認定できないという教育内容で、これと対照的でした。

**神山弁護士** 刑事弁護教官室は、かつてはチャリンチャリン起案と呼ばれ、書けば書くほど評価が上がりましたが、その後、重要な事実しか評価せず、多くの事実を書いても無意味であるという方針に変更しました。ただ、この点は全国の弁護士の納得が必ずしも得られていません。裁判官は何を考えているかわからないから、とにかくたくさん言っておいた方が得ではないかといった批判もあります。しかし、裁判員裁判の時代になり、市民である裁判員が『AとBはいいこと言ってるな』と思っても、『CとDは何か関係あるのか』、『EとFは何であんなことを言うのか』と思い、無駄なことを言ったことが有害になることを考えるようになり、重要なものに絞り、分岐点をわきまえた主張を展開すべきことになりました。

## (2) 法廷弁護技術研修

続けて、神山弁護士から、弁護士会が行っている法廷弁護技術研修の内容とその効果について、以下の説明をいただきました。



神山 啓史 弁護士 35期

### ア 法廷弁護技術研修の内容

法廷弁護技術研修では、市民の方が目で見て耳で聞いて分かるなどをやらなければいけないという内容を教えています。具体的には、受講生に刑事案件の記録を渡し、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論を自ら考えてきてもらいます。そして、研修では、ブレストも行いますが、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論を実演してもらいます。実演してもらった後、講評を受けます。「ああ、そうか。ここはいけなかつたんだ」と分かってもらいますが、それで終わらず、実演したビデオを別室で上映し、「体がよれてますね」とか「フラフラしてますね」とか、姿かたちがどう見えているかなどについて注意を受けます。

(シンポジウム当日は、その後、二弁の研修の一部（受講生の反対尋問と講師のクリティック）を上映し、神山弁護士の以下の説明が続きました。)

今のように、一生懸命、受講生が実演します。これは、公園で犯行を見たという目撃者の証人に対して、メールばっかり見てたでしょう、だからきちんと目撃していないでしょう、という事実を取るために反対尋問です。講師のクリティックでは、反対尋問でメールの中身を全て読み上げたが、裁判員にはわかりにくいかから、証拠採用されたメール文書があればそれを示した方がわかりやすかったとコメントしていました。こんなことを繰り返しやります。

### イ 法廷弁護技術研修の効果

研修を受け、それを実務で実践します。実践して、また研修を受けます。そしてまた実践する。1回研修を受けた程度でうまくなるはずはないので、研修と実践を繰り返し行う。何回かやっているうちに、「うまくいくじゃないか。今日は良かった」と思えるようになってくる。研修で習ったことに価値があると思える瞬間、実感できる瞬間が湧いてきます。「あの時に言われた批評はこのことか。あの時にこうしようとされたのは、確かにやってみてうまくいく」という講評に対する納得感も得られ、自分の技術になります。

その後、パネリストから以下のコメントをいただきました。

**尾川弁護士** この研修は、受けるまでは心理的なハードルが高くて緊張しますが、やってみると学ぶことが多くて、やってよかったなといつも思います。何度も受講していますが、その時の自分のレベルに合わせたコメントがもらえるので、1回受けて終わりではなく、何度も受講することで上達していくことを実感しています。尋問に関しては、刑事も民事も技法としては変わらないと思うので、この研修を受けて訓練して、民事の尋問でも同じように使えると思います。研修の際、質問がわかりにくい場合に、証人役の神山弁護士からトンチンカンな答えが返ってくることがあります。『実務でこんな意地悪な証人はいないだろう』と思うことがありましたかが、実際の証人尋問でうまく話すことができない方がいて、神山弁護士の厳しい研修が役に立ちました。

**神山弁護士** 主尋問は、証人がしっかりとしていると、どんなに尋問が下手でも、証人が忖度して答えてくれます。大半の弁護士は、それで助けられていますが、下手な尋問は永遠に続いてしまいます。忖度しない証人は、「あなた、その時、何か見ましたか。」と聞くと「はい。」と答え、「あ、何を見たんですか。」、とうなるわけです。ところが多くの弁護士は「何か見ましたか。」と聞いて、「はい、何々を見ました」と答えてもらっている。それによって、尋問の基本的な技術が身につかないまま、弁護士の仕事をしている。その怖さをわかってほしい。この研修は、現職の検察官や現職の裁判官も受けるようになっています。

**参加者** 法廷弁護技術研修を4回、5回と受けたことで、尋問技術が向上し、刑事裁判でも無罪判決を得ることができましたし、民事事件でも、厳しい筋の事件でしたが、効果的な尋問を行った後、最終的に和解でうまく解決したことがありました。



尾川 佳奈 弁護士 75期

### (3) 尋問の技術

その後、神山弁護士から、尋問の基本的な技術について、「五・七・五で伝える刑事弁護」に収録された五・七・五をホワイトボードにはりつつ、以下の講義をしていただきました。

#### ア 尋問の技術の基礎

尋問の基本について、簡単に話をしたいと思います。

##### 【事実のみ 知った答えを 一つずつ】

主尋問と反対尋問に共通する3つの基本があります。

1つは、事実のみを聞く。当たり前といえば当たり前です。評価、意見、推測を聞いても、何の意味もありません。しかし、意見を聞いてしまう人が多い。

1つは、知った答えを聞く。これも大事です。主尋問も反対尋問も、我々はすでに答えを知っています。その知っている答えを供述という形で話してもらって証拠にします。法廷は、初めてインタビューする場ではない。主尋問も反対尋問も、答えは知っています。その答えを主尋問はオープンに聞いて証人に語らせる。反対尋問はクローズに聞いて証人に「はい、いいえ」としか言わせない。そうやって事実を取っていきます。

1つは、1つずつ聞く。刑訴法規則にも、個別具体的に聞くとあります。

これができるれば、基本的に尋問は間違なくうまくになります。しかし、事実のみ聞けていない。知った答えを聞けていない。一つずつ聞けていない。ゆえに尋問が下手になってしまふことになります。

##### 【いつ、どこで 誰が、何、なぜ どうしたの】

次は主尋問です。主尋問で、事実のみ知った答えを一つずつ聞くためにどうすればいいか。簡単に言うと、「いつ、どこで 誰が、何、なぜ どうしたの」。この一言に尽きます。これを繰り返し聞くだけです。それはいつですか。誰がいましたか。何をしていましたか。なぜそんなことをしたのですか。それからどうしましたか。その後あなたはどこに行きましたか。そこに誰かいましたか。何をしていましたか。なぜそんなことをしていたのですか。

言えば非常に簡単です。非常に簡単だけれども、主尋問は、言ってほしい答えがわかっているがゆえに、誘導という衝動に駆られて、「こうですよね」と聞いてしまいたくなる。そこをぐっと我慢して、5W1Hに限って質問し、それを直接

本人に語ってもらう。これが主尋問の基本中の基本です。これができれば主尋問はかなりうまくなります。

##### 【誘導で すきに言わすな 「ですね」「ハイ】

そして、反対尋問です。反対尋問は、ともかく誘導することです。

クローズドな質問です。証人には「はい」か「いいえ」しか言わせない質問を繰り返す。敵性証人に対して反対尋問しているわけですから、オープンな質問をしてしまえば、好き放題、喋られてしまいます。

「あなたがその現場行ったのは午後10時半。そうですね。」「公園ですね。」「公園の真ん中には噴水がありますね。」「噴水の周りに明かりはありませんね。」「噴水の左側10メートル先のところ。そこの明かりは消えていましたね。」「噴水の西側10メートルのあたり、そこの明かりも消えていましたね。」「その日、月は三日月でしたね。」「あなたとあなたが見た人との距離は、10メートルぐらいありましたね。」こんなことを細かく細かく聞いていて、「はい」「はい」「はい」と言わせていいけばいい。

先ほど森裁判官も言っていましたが、これらの「はい」としか言えない細かい間接事実をとっていくと、確かに見えてないんだということが分かってくる。しかし、「その時は暗くて見えませんでしたね。」と聞くと、「見えた」と答えられてしまう。「暗い」ということは評価です。暗いと言っても、事実認定者にはどの程度の暗さかわからないし、証人の考える暗さと皆さんの考える暗さも違うので、評価をいくら聞いても「はい」とは言ってくれない。また、「見えた」と証言している証人は、「見えませんでしたね」と聞いても、絶対「はい」とは言いません。そこで、事実は何かを分解して考える。そして、「はい」という事実を5つ、6つと取っていって、これらを総合すれば「見えるはずがない」という弁論ができる。弁論をするために必要な事実を獲得するということです。



#### イ 研修の重要性

法廷弁護技術研修では、こんなことを詳しく研修していくが、何よりも何度も何度も研修を受けることが大切です。僕も受けさせられましたし、研修を受けて分かったつもりでも、法廷ではできません。だから実務で失敗する。そこで、また研修を受ける。また実務で失敗するけれども、少し上手くなる。そういうことを繰り返すことで、自分が成長していく過程を実感できるのです。

40年前に僕が弁護士になったころ、「尋問は根性だ。気合だ。粘りだ」と教えられました。それは間違っていないと思います。ただ、どうやって身につけるのかということは教えてもらえないかった。裁判員裁判になり、高野隆弁護士がアメリカから法廷弁護技術研修で使われているトレーニングメソッドを持ち帰り、日弁連が全国に広めようとして研修を行い、単位会もやるようになりました。そういう時代になったのだから、司法研修所の教育もそれを取り入れて、修習生が実務家になった時に弁護士会が行っている法廷弁護技術研修をスムーズに受講できるよう、基本的な内容だけはやろうということに変わりました。

しかし、残念ながら、裁判員裁判のための研修ということで始まったため、刑事コアの人たちは受けますが、そうでない人には受けてもらえない。

是非これを機会に、民事・刑事問わず、この技術研修が意味を持つということで受けてほしいと思います。

その後、パネリストから以下のコメントをいただきました。

**森裁判官** 民事裁判にもそのまま使える話が多いと感じました。裁判官の立場からすると、このような主尋問、反対尋問をしてもらえるとありがたく、あるべき認定に近づきます。

**尾川弁護士** 神山弁護士の講義は、まさに法廷弁護技術研修で学んでいる内容です。今これを聞いて「新鮮だ」と感じた方は、是非研修を受けてほしいです。

### 3 弁護士に求められる技術と研鑽

弁護士は、法律の専門家として自ら研鑽を積む必要があり、弁護士会は、会員向けの研修を充実させていく必要があります。弁護士としてどのような技術が求められるか、その技術をどのように研鑽していくのかについて、パネリストから以下の趣旨のコメントをいただきました。

**神山弁護士** 一つに絞って言うと、民刑共通して我々法律家の仕事の基本は、「証明し 事実をもとに 論を説く」。つまり、収集した証拠によって事実を証明し、証明した事実をもとに人を説得することです。説得するときには、単なる印象や推測ではなく、論理が必要になる。これが我々の基本的な仕事だとすると、何より大事なのは、事実を収集することであり、現代の一番の鍵は、事情聴取の重要性だと感じています。パソコンやスマホを使えば、直接の会話はしないけれど会話できる人が増えていますが、人の顔色を見て、様子を伺いながら質問するわけではない。しかし、民事・刑事を問わず、我々弁護士は、事情聴取をして、その人からその人がどんな体験をしたのかを聴き取り、その体験を共有し、本当は何があったのか、どんな体験したのかを正確に聴き取る作業が必要です。ところが、下手な質問をしてしまうと、その人の記憶を変容させる危険がある。つまり、下手な質問をしたせいで証拠を隠滅したことになる。人から話を聞く技術、その人が記憶したままのことを聞き取る技術を、我々は磨かなければならない。弁護士会には、そういう基本的な技量、

技術をどうやって身につけてもらうのかを検討していただきたいと思います。

**尾川弁護士** 法解釈が問題になる事件や、最近ではいわゆる公共訴訟と呼ばれる公益的な価値がある訴訟、社会課題を解決する訴訟の裁判の進め方について、分野を超えて経験交流できるようになるといいと思います。民事裁判は、オンラインがメインになり、秘匿の制度が柔軟に使われ、非公開の方向に進んでいますが、公開して多くの市民を巻き込むことが重要な事件については、例えば尋問させてくれない場合や意見陳述させてくれない場合にどう対応するかなどの経験交流する場を設けることを検討してほしいと思います。

**森裁判官** 民事について、代理人弁護士の尋問が上手ければ心証を取りやすいので、主尋問では心証を補充しながらより分かりやすく尋問し、反対尋問もどういう観点から尋問しているか意図を分かりやすくしてもらえるとその場で心証がとれます。そういう研修を用意してもらえると有難いです。

司法研修所において司法修習生が習得すべき能力は、①証拠を収集する能力、②収集した証拠を法的に分析・検討する能力、③その分析・検討を踏まえて説得的に表現する能力であると言われますが、これらは、実務家である弁護士にも同様に求められる基礎的な能力といえます。

本シンポジウムは、このうち「説得的に表現する能力」に焦点をあてましたが、民事弁護に関しては、森裁判官に講演いただいた「民事裁判において弁護士に求められる主張・立証活動」に対応して、事実認定者からみて説得な主張・立証活動を行うための研修を充実させる必要性を感じました。

また、「法廷弁護技術研修」は、刑事弁護を内容としていますが、民事事件に応用可能な内容を含んでおり、民事事件を担当しない弁護士も積極的に受講した方がよいという意見をいただきました。

さらに、「証拠を収集する能力」の一つである事情聴取能力を高める研修を行う必要があるという指摘や、訴訟活動について経験交流する場が必要であるという意見等をいただきました。

全友会としても、本シンポジウムを踏まえて、弁護する技術を向上させるための方策についてさらに検討を進めてまいりたいと考えています。

# 弁護士のコアバリュー

神田安積（45期）

## 1 2010年の出来事

弁護士は、正当な理由なく、法令により官公署から委嘱された事項を行うことを拒絶してはならない。

この条文が弁護士職務基本規程の中の第80条として定められていることを知ったのは、今から15年前の2010年のことである。

そのとき私は、栃木敏明二弁会長の下、末席の副会長を務めていた。10月に入り、当時いわゆる陸山会事件と呼ばれた政治資金規正法違反事件において、東京地検が不起訴としていた当時民主党（現立憲民主党）の小沢一郎衆議院議員に対して、検察審査会が起訴議決をしたという報道に接し、その後まもなく、二弁において指定弁護士を選任しなければならないことを知らされた。

21世紀初頭の司法制度改革を経て、検察審査会の議決に強制力を持たせる制度が2009年5月21日に導入されたばかりであり（同じ日に裁判員法も施行）、指定弁護士の経験を有する弁護士はほぼ皆無の状態であった。ましてや政治的にも社会的にも大きな関心が寄せられていた陸山会事件について、直ちに補充捜査をし、速やかに起訴状を起案し、そして長期間かつ集中的に公判を遂行し、押し寄せるメディア取材にも対応していくことが求められる指定弁護士の職務を積極的に引き受ける弁護士を探すことは至難であった。さらに小沢一郎議員の当時の代理人からは起訴議決が違法であることを理由に指定弁護士を選任しないよう求める内容証明郵便が届き、某政党の国会議員から突然呼び出しを受けて抗議を受けるなど、様々な負担が大きくなる中で指定弁護士を選任しなければならなくなってしまった。

検察官が独占してきた起訴権限について、国民の意向が反映されるように改革された制度が発動された以上、二弁において最善の指定弁護士を選任しなければならない。その一心で、水面下で様々な会員に当たる中で、栃木会長とも相談の上、全友会会員であった大室俊三弁護士に就任をお願いすることを思い立った。

事務所にお伺いして大室さんに单刀直入にお願いを伝えたとき、間髪入れず返ってきた言葉が、職務基本規程第80条であった。大室さんの結論は、同条に沿って考えれば、東京地裁と二弁からの委嘱を拒絶する正当な理由はなく、その一点をもって、二弁からの要請を受けたいというものであった。

私は、大室さんが職務基本規程について通曉するとともに、第80条に沿って迷いなく判断を下されたことに瞠目させられるとともに、弁護士の真価（コアバリュー）を見せつけられ



れた思いがした。<sup>1</sup>その後主任を務められた大室さんの訴訟遂行やメディアへの誠実な対応も継続して目の当たりにし、私は、官公署であるか否かを問わず、同様の委嘱があれば拒絶しないよう努めることを内心に誓った。

副会長の任期を終えたばかりの2011年4月に就任した日本司法支援センター東京地方事務所の副所長は故永盛敦郎弁護士から、2012年4月に就任した日本司法支援センター本部常勤弁護士（スタッフ弁護士）支援室室長は埼玉弁護士会の設楽あづさ弁護士から、2015年3月に就任した日弁連事務次長は当時の山田秀雄二弁会長から、そして2017年4月に就任したB P O放送倫理検証委員会委員（委員長）は全友会の川端和治弁護士から、それぞれお話をいただいたものであったが、結論として引き受けるに至ったのは、拒絶する「正当な理由」があるかどうかを厳しく自問した結果であった。

その後、私は2021年4月から2022年3月まで二弁会長を務めた。コロナ禍での厳しい環境の中、筆頭の青木優子弁護士、全友会の亀井真紀弁護士はじめ6人の副会長とともに、そして全友会の藤田充宏事務局長はじめ二弁事務局の皆さんに支えられ、様々な二弁の課題に取り組んだ。日弁連では、法曹人口問題や刑事司法改革などの担当副会長となり、会長、総長、そして信頼できる良き14人の副会長と全友会の佐熊真紀子弁護士や石井邦尚弁護士をはじめとする事務次長に恵まれ、充実した1年であった。

早いものでそれから4年。全友ニュースもちょうど5年ぶりに発行されるこのことにて、改めて内心の誓いを実践できているか少し振り返りたいと思う。

## 2 東京フロンティア基金法律事務所

東京フロンティア基金法律事務所（フロンティア事務所）の初代所長は、全友会の故丸山輝久弁護士である。

丸山さんが、2015年に上梓された「弁護士という生き方－日石・土田邸爆弾、東電OL事件から原発被災者支援まで」（明石書店）という著書の中に、フロンティア事務所の初代所長になったときのことが書かれている。その中にこのような一節がある。

「私は、二弁で、東京における弁護士へのアクセス方法を知らない人（事件過疎）のためにと、弁護士過疎地の公設事務所に派遣する弁護士の養成を兼ねて、二弁が主宰する都市型公設法律事務所の開設を提案した。当時の二弁会長は久保利英明弁護士であった。久保利会長は即座に賛成してくれた。『言い出しちゃが所長をやれ』と言われて断ることができず、2001年9月に、新宿の三丁目の交差点そばの一階にあるビルの5階に、二弁新宿法律相談所と併設する形で、フロンティア基金法律事務所が開設され、私は初代所長となった。都市型公設事務所の全国で第1号であった。」

あるとき、その丸山さんから、少し話があるというのでお

会いすることとなった。それは、その後2021年7月に上梓に至る「5つの再審裁判事例から誤判の原因を探るー有罪率99・9%に潜む冤罪の危険」(現代人文社)の校正のご依頼であったが、話題の主題はむしろフロンティア事務所のことであった。丸山さんのお話は、二弁会長の任期が終わり少し落ち着いたら、フロンティア事務所を支えてきている全友会の幣原廣弁護士の後任として所長に就任したらどうか、というものであった。私は幣原さんが長年にわたり事務所運営に尽力されていることをよく存じ上げていた。周りからも幣原さんにずっと負担を掛けてはいけないという声があることも存じ上げていた。とはいっても、公務が重なり少し休みたいと考えていたこともあり、すぐに返事ができなかった。躊躇している私に、丸山さんは、弁護士にとって最も大切なことを学べるよ、とおっしゃった。それは何かと尋ねると、時間的にも経済的にも大変だけれど、公設事務所にやってくる相談者や過疎地に赴任する新人弁護士から教えられることがあるよ、とおっしゃられた。

私は、丸山さんの言葉が心に染みた。丸山さんは二弁が創設した大宮ロースクールにて刑事クリニックの授業に精力を注いでいたが、私も早稲田大学ロースクールで同じく刑事クリニックの授業を担当する傍聴に恵まれ、多くの学生から様々な教えられる経験を得ていた。法テラスの支援室室長の仕事でも、スタッフ弁護士の養成に関わる中で司法ソーシャルワークに熱心に取り組むスタッフ弁護士の姿に胸を打たれる思いをしばしば経験していた。何より丸山さんは2011年、68歳のときに、当時の澤井英久二弁会長から「団長を引き受けってくれ」という要請を受け、東日本大震災の原発被災者弁護団の団長に就任し、弁護団事務局を設置するために個人名義で虎ノ門のビルを賃借し、その後長年にわたり自ら被災地を訪ね、数多くの集団申立てにも関与するなど、被災者の賠償請求支援に労力と時間を惜しみなく注いでいた(その活動は、丸山さんが2017年に上梓した「福島第一原発事故の法的責任論①②」(明石書店)にまとめられている)。私はそのとき58歳。そして、大室さんから教えられた職務基本規程第80条に思いを致せば、疲れたとか休みたいとか言っている場合ではない。私は新たな悟りを開くこととし、二弁公設委員会及び二弁常議員会の承認を受けて、2023年9月に所長に就任した。

2年余りにわたる所長としての月日は充実していた。東京パブリック・北千住パブリック・多摩パブリック・かながわパブリック・岡山パブリック・広島みらいの各都市型公設事務所の皆さんと交流・連携し、全国横断のサマーインターンシップを実現できたこと、札幌・すずらん基金や福岡・あさかぜ基金の各法律事務所を訪問し、意見交換の機会を持つことができたこと、事務所内部では、勉強会の積極的な外部開放とメソッド改革、養成弁護士の厳選・厳しいタイミングでの中堅弁護士の退所・相談枠の大幅な見直しを経つつも、事務所の財務状況を改善し、什器備品や図書文献の入れ替えや

二弁からの借入金の一部返済も実現できたこと、そして事務所の活動を発信する事務所ニュースを久しぶりに発行することができたことなど様々なやりがいと成果に恵まれた。それは私をいつも支えてくれた所員の竹原文雄、菊池秀明、笹森真紀子、川辺雄太各弁護士の尽力に拠るものである。そして、これまでフロンティアから全国各地に赴任していった弁護士、2026年1月に北海道・紋別に赴任する久住和輝弁護士、2027年までの赴任に向けて養成中の細川隆之介・上本瑞貴各弁護士の更なる活躍を願うとともに、私の後任所長となってくれる全友会の林信行弁護士(元・司法研修所民事弁護教官)のリーダーシップの下、持続可能な公設事務所となるために、新しい魅力をどんどん創り続けて行ってほしいと願うばかりである。

丸山さんは、「二年間所長を務めたが、私にとってはそれが限界であった」と書かれているから(「弁護士という生き方」379頁)、私が二年余りをもって所長を退任することを許してくれるだろう。丸山さんのお別れの会にて弔辞を述べさせていただいたが、重ねて心からの感謝を込めてこの拙文を丸山さんに捧げたい。

### 3 日弁連人権擁護委員会

「日弁連及び各弁護士会では、各会に所属する弁護士を委員とする人権擁護委員会を組織し、委員会として、広く民事、刑事に係る人権侵犯事案のほか、人種、民族、性等にかかわる差別問題や医療、社会保障等、基本的人権にかかわる諸問題に積極的に取り組み、人権問題の解決に向けての種々の提言を行うほか、立法提案などの諸活動を行い、また、個別の人権侵犯申立事案に対しては、その事案に対応して調査を行い、人権侵犯行為者に対する警告、告発を行う等、人権を侵犯された被害者の救済を図るとともに、人権侵犯事案の再発防止のため積極的に取り組んできたことは公知の事実であり、社会からも高く評価されているところである。」「ところで、本件のごとき拘禁施設内における人権侵犯事案、殊に刑務所の職員による被収容者に対する人権侵犯事案の調査においては、事案の性質上、刑務所及び被収容者に関する関連法規についての知識が不可欠であり、また、その調査は組織的に取り組む必要があるところ、(中略)弁護士会の人権擁護委員会は、それが第三者機関であること及びその調査に必要とされる知識を有し、また調査態勢を整えることができるところから、かかる事案の調査を行い、必要に応じて適宜の処理を行うのに最も適していると言える。」「したがって、今日、被収容者が刑務所内での人権侵犯の被害の救済を申告できる外部の機関としては、事実上、弁護士会の人権擁護委員会が唯一の機関と言えるのである。」「弁護士会の人権擁護委員会の行う個別の人権侵犯申立て事件に対する調査は、弁護士会の公益活動の一環として行われるものであり、これまでにも幾多の事案において、その調査活動を踏まえた告発、警告、意見によって、個々の人権侵犯事案の被害者の救済が図

られるとともにその再発防止という予防的な効果をもたらしていることは顕著な事実である。また、弁護士会の人権擁護委員会の過去の活動実績もあって、例えば、精神病院や養護施設のごとき比較的閉鎖性の高い施設においても、同委員会の調査活動の存在が、施設内での人権侵犯事案の発生を防止するという機能を果たしていることも認められるところである。刑務所等の拘禁施設においても、被収容者に対する人権侵犯事案が生じた場合に、被収容者の申立てにより、第三者機関たる弁護士会の人権擁護委員会の調査により事案の解明が図られることになれば、かかる調査が行われ得るという事実のみで、被収容者に対する人権侵犯事案の発生を抑止する効果が期待できるのである。」「弁護士会の人権擁護委員会は、事実上、個々の申立て事案に対応できる唯一の第三者機関であるところから、その調査活動が果たすべき役割は大きいと言える。」

あえて長く引用したこの文章は、最判平成20年（2008年）4月15日民集62巻5号1005頁における田原睦夫裁判官（大阪弁護士会出身）の補足意見からの抜粋である。人権の擁護は日弁連・弁護士会の最大の使命であるが、日弁連の人権擁護活動をここまで格調高く論じた文章を私は知らない。弁護士登録6年目の1999年に日弁連人権擁護委員会の副委員長になった私は、その後、日弁連人権救済調査室の初代嘱託になるなど、事務次長時代を除き同委員会の活動に関与してきたが、2021年4月に二弁会長・日弁連副会長となったことを契機に人権擁護委員会から卒業することとした。しかし、同年12月、委員長の川上詩朗弁護士（東京弁護士会）が倒れた。川上さんはその後奇跡ともいいくべき快復に至るが、私は卒業の決意を翻し、日弁連副会長を終えて再び人権擁護委員会の副委員長に戻った。川上さんを引き継いだ金喜朝委員長（大阪弁護士会）が川上さんのように倒れることがないよう補佐すると決意したからである。

そして今、私は日弁連人権擁護委員会の委員長を務めている。それは全友会会員であった故大谷恭子弁護士に強く勧められたからであり、「正当な理由」が見当たらなかった。人権擁護委員会委員長に就任以来取り組んでいる課題や成果については、2026年4月にその任期を終えたら改めて全友ニュースにて報告したい。そして何より大谷さんの墓前に報告したいと思う。

#### 4 人権擁護活動の持続可能性

先般、朝日新聞にて、全国で国選弁護離が進んでいるという記事に接した。国選弁護事件は、弁護士が正当な理由なく拒絶してはならない「法令により官公署から委嘱された事項」の典型例である。民事扶助事件を受けたくないという話も耳にするし、ひまわり公設事務所希望者はもとより地方弁護士会への希望者も激減している。人権擁護委員会の希望者や出席率も芳しい状況ではない。このままでは田原裁判官が日弁連・弁護士会に期待を寄せた人権擁護の役割を果たせな

くなりかねない。人権擁護活動の持続可能性の問題である。報酬の問題が原因であるという考え方がある。もちろん報酬の増額はとても大切である。しかし、報酬が上がれば希望者が増えるという相関関係には必ずしもなく、また本質的にもそうであるべきでないように思う。弁護士のコアバリューの問題であり、魅力の発信の問題であり、担い手の確保の問題であると思う。その問題の解決に向けて、法学部、法科大学院、さらにはもっと前のステージにおいて、弁護士、そして公益活動、公設の魅力を訴え、発掘し、繋ぎ止めていく努力が求められる。

全友会の吉川精一弁護士は、かつて「21世紀弁護士論」所収の「21世紀への招待」と題された論文において、21世紀の弁護士が直面する問題として、「弁護士の産業化」と「弁護士という職業のアイデンティティの喪失の危険」の2点を挙げた上で、「私は、産業化と弁護士のアイデンティティの問題は弁護士とは何か、弁護士という職業の存在理由は何かという根本問題に行きつく問題であると考えている」、「弁護士という職業が制度的に存在している理由は、各弁護士に経済的理由を追求させるためではなく、弁護士が司法制度の一翼を担い、社会・公共の期待に応える役割を果たしているからである」、「21世紀には日本の弁護士もこのような根本問題と対峙せざるをえなくなるかも知れないが、私は、われわれが今後生ずる弁護士のアイデンティティ・クライシスの傾向に適切に対応することによって右のような問題が生じないような不断の努力を怠るべきでないと思う。」と指摘した。

全友会の諸先輩が私に引き継いでくださったように、弁護士のコアバリューについて、これから世代の弁護士と一緒に考え、一緒に実践していくなければならない。多くの弁護士がその意義に思いを致さないこととなれば、弁護士への信頼は大きく損なわれるだろう。そのことは弁護士自治の末路を示唆し、人権擁護活動の終焉を意味することに外ならない。その岐路に私たちちは今立っている。

#### 後注

1 同事件の指定弁護士には、全友会の村本道夫弁護士、そして山本健一弁護士（その後、裁判官に弁護士任官し、現在は静岡県弁護士会）にもお引き受けいただいた。同事件は、全友会の河津博史弁護士が弁護人の一人となり、その後無罪判決が確定した。また、2015年には、いわゆる東京電力福島第1原発事故強制起訴事件において、全友会の山内久光弁護士が補助審査員となり、神山啓史弁護士、石田省三郎弁護士、渋村晴子弁護士、久保内浩嗣弁護士とともに指定弁護士を務めた。なお、山内さんは、二弁が東京地裁にて約4000万円の敗訴判決を受けた事件について、全友会の吉成昌之弁護士（2008年度二弁会長）とともに、当時二弁会長であった私からの依頼を引き受けて下さり、東京高裁にて逆転勝訴判決を勝ち取り、その後確定した。

2 澤井さんは、その後、全友会の西ヶ谷尚人弁護士が赴任したみなみそうま法律事務所の開設の際に、米正剛弁護士とともにそれぞれ1000万円ずつ貸付けするなど、同事務所の活動を支え続けた。

3 丸山さんは、団長就任の決断の直前に、二弁理事者室で偶然会った福島県弁護士会の浅井嗣夫弁護士から、「原発事故賠償の問題は、いまは東電が責められていますが、弁護士会や弁護士が頑張らないと、批判の矛先は弁護士や弁護士会に向けられます。弁護士会と弁護士の社会的使命が問われています」と言われたことを忘れるることはできない、と述懐している（「弁護士という生き方」518頁）。

4 丸山さんは2023年6月22日に79歳にて逝去され、お別れの会は同年10月16日に執り行われた。司法修習25期の同期にて、18名全員無罪となったピース缶爆弾・日石・土田邸事件をはじめとして数々の刑事弁護・無罪事件を共にし、「生涯にわたる無二の親友」であった石田省三郎弁護士、全国の法律相談センター事業の発展に尽くした同志である奥野滋弁護士、原発事故被災者支援弁護団の事務局長として丸山団長を公私にわたくって支え続けた吉野高弁護士、そして大宮法科大学院の教え子を代表して菊間千乃弁護士が、それぞれ一人ひとりの想いを込めて丸山さんに弔辞を捧げた。

## 2025年全友会合宿報告

報告 中森麻由子（63期）

### 1 はじめに

2025年7月11日（金）から12日（土）にかけて、横浜のホテル「ナビオス横浜」にて全友会合宿が行われました。22期から78期（司法修習生）まで、50期以上離れた約40名が集まりました。

### 2 第一部「若手弁護士が実務の悩みや体験を語る。みんなで議論しよう！」

第一部は、荻上守生先生の企画・司会進行の下、三田直輝先生、大野友己先生、堀智之先生の3名の若手弁護士が自身のリアルな体験談の報告がありました。



左から荻上、三田、大野、堀

三田先生による筋ジストロフィー症で発話できない方の出張尋問に至るまでの苦労話の報告や、堀先生による振り込め詐欺の被害金の回収について、秘技とも言える手法の報告があると、会場からは活発に質問がなされ、議論が交わされました。他職経験として現在弁護士をしている若手裁判官の大野先生には、裁判所の対応など具体的な質問が投げかけられました。

会場からは、自身の体験から具体的なアドバイスがなされるなど、今後参加者が直面した場合にどのように解決していくべきいいのか、様々な議論が交わされました。実際に携わった事件について、失敗談も含めた具体的な経験談に触れる機会は貴重で、良い勉強になりました。

### 3 第二部「全友レジェンドが語る司法制度改革の成果と課題、そして若手に送るエール」

第二部は、水上洋先生の企画・司会進行の下、司法制度改革を4つのテーマに分け、全友会レジェンドの川端和治先生（22期、2000年度二弁会長・日弁連副会長）、尾崎純理先生（25期、2003年度二弁会長・日弁連副会長）、吉成昌之先生（27期、2007年度二弁会長・日弁連副会長）、黒田純吉先生（30期、1995年度二弁副会長・1996年度日弁連常務理事）、幣原廣先生（34期、1999年度二弁副会長・2011年度日弁連常務理事）



からお話を伺いました。

「法曹人口の拡大・法曹養成制度の改革」について、川端先生から、1990年まで長きにわたり、日本社会の法的需要



川端和治 弁護士

を無視して司法試験合格者数が約500人に固定され、法律扶助制度も僅かな予算しかなく、救済されるべき人が救済されてこなかったこと、それまで日弁連は法曹人口の拡大に後ろ向きであったが、2000年11月の日弁連の臨時総会で合格者3000人を目指すことを決議したこと、法曹養成制度をどう変えるかが重要なテーマになっていった経緯や、当初描いた夢を実現することがいかに難しいか等をお話いただきました。

続いて吉成先生から、弁護士が社会のニーズに応えるために弁護士人口増は推進すべきと考えていたこと、弁護士の質を確保するためロースクール構想に期待したというお考えが示されました。また、その後、合格者は増えたが大都市一極集中の問題が生じていること、ロースクール教育は一定の成果を上げているが、現在は地方のロースクールがなくなってしまったことや予備試験制度の問題点等についてお話がありました。

黒田先生からは、法曹の質の確保の観点から、法曹にとって多様な経験は意義があり、多様なバッググラウンドを持つ人が法曹に入るよう、大宮大学法科大学院で教鞭をとられた経験等をお話いただきました。



黒田純吉 弁護士

質疑応答においては、ロースクール世代の私を含む若手参加者から、司法試験制度を根本から変える制度改革を多くの先生方の問題意識と活動によりなされた歴史に触れることができて感銘を受けた等の感想、3プラス2の感想や在学中受験の問題点についてお話

がありました。

「裁判員制度の導入・刑事司法制度の改革」について、尾崎先生から、政治が不安定で強い司法が求められた中で内閣に司法制度改革推進本部が作られ、様々な大きな改革がなされたこと、刑事司法は死んでいると言われていたが、刑事裁判を変えようというと抵抗する勢力もあるため、国民の司法参加という切り口から刑事司法の改革を目指したこと、裁判員制度の検討会と刑事司法の検討会が別に立ち上がり、裁判官と裁判員の人数の問題や証拠開示手続など制度が確立していった経緯等についてお話がありました。

幣原先生からは、2002年から2004年まで日弁連事務次長

を務められた経験を踏まえ、司法制度改革の理念を実現できない限界を感じつつ、被疑者段階の国選弁護制度の実現を目指して活動し、抵抗もある中で力強く実現していった経緯等が語られました。

その後、当時の議論状況に関する質問があり、現在の課題（公判前整理手続、身体拘束期間の長期化、裁判員の守秘義務等）について、尾崎先生、幣原先生、吉成先生から意見や発言をいただきました。

「司法アクセスの改善・法テラス・公設事務所」について、尾崎先生から裁判員制度、法曹養成制度と並ぶ三大改革の一つである法テラスが設立された経緯についてお話がありました。吉成先生から、国家予算がつき、法律扶助が拡充したことは評価できるが、費用償還制の問題、弁護士費用の低さ、スタッフ弁護士の不足など課題は多いとの指摘がありました。幣原先生からは、法の支配を社会の隅々まで浸透させる必要があるが、金銭問題から徹底できていないことや、自ら所長を務められた東京フロンティア基金法律事務所（二弁の都市型公設事務所）の役割などお話をいただきました。



尾崎純理 弁護士

質疑応答においては、最近まで日弁連事務次長を務められた中村新造先生から、新規登録弁護士がゼロないし1人の地域が増えている新ゼロワン地域の問題について、原因分析と対策のお話をいただきました。



幣原廣 弁護士

「弁護士の活動領域の拡大」については、川端先生と黒田先生からお話をいただきましたが、時間の関係で詳細を伺えなかったことは残念でした。

その後、神田安積先生から、司法制度改革を振り返り、「改革に時代あり、時代に人あり」という言葉で総括があり、1990年代と同様に政治も経済も混乱しつつある現在、司法の改革を志向する若き人材の結集が大切になるというお話をありました。

最後にレジェンドの先生方から、若手に送るエールの言葉をいただきました。「ルーティン化した業務はAIに任せることになる。弁護士はよりクリエイティブな仕事をしなければならない」、「理論と技術を学ぶだけでなく、何のために学ぶのか高い目標を忘れないで荒波を乗り切ってほしい」、「政治が不安定な中で、司法の役割を大きくする必要がある」、「弁護士になったことはスタートにすぎない。墓に入るまで努力し続けて頑張ってほしい」、「人生の過ごし方は人それぞれだが、充実した弁護士生活を送りたいのであれば、どんな事件も手を抜かず一生懸命やりなさい」、「人の不幸で飯を食う以上は、高い倫理が

求められる。他人の不幸に共感する力を大切にしてほしい。」、「法律も変わる時代、これからも改革は実現していくだろうし、皆さんも関与していくこともある。」、「弁護団や弁護士会を通じた人ととの交流を大切にしてほしい。」など心に残るメッセージをいただきました。

制度改革には時代の流れがあり、その時代には様々な人がいて、理念をもって活動してこられたからこそ、今があるのだと思い知りました。本当に充実したお話を伺うことができ、身の引き締まる思いでした。

#### 4 中華街で懇親会

初日の夜は、中華街にて懇親会が開催されました。この懇親会には、第二部に登壇された全友会のレジェンドの5名の先生方全員に参加いただき、日中には参加できなかった方も集まりました。懇親会では楽しいご挨拶が続き、引き締まった身もすっかりゆるみ、その後の全友会ゴルフの企画が決まるなど、和気藹々と語り合うことができました。



#### 5 合宿2日目はバーベキューと観光

合宿2日目は、希望者を募って山下公園にて海を見ながらのバーベキュー、その後は赤レンガ倉庫散策やカップヌードルミュージアムの見学など、様々語り合いながら、1日を楽しみました。2日間の合宿はあっという間で、貴重なお話を伺うことができた喜びと、飲みながら多くの方々と交流ができた楽しさとでいっぱいでした。今後も是非多くの方にご参加いただきたいと考えております。



## 全友ニュース 目次

### 【ダイジェスト版所収】

全友会シンポジウム「弁護する技術」

水上 洋 47期

弁護士のコアバリュー

神田 安積 45期

2025年全友会合宿報告

中森 麻由子 63期

### 【オンラインコンテンツ】

第二東京弁護士会の副会長を終えて

秋野 卓生 50期

日本弁護士連合会事務次長を終えて

中村 新造 58期

刑事弁護における真実尊重義務

河津 博史 51期

犯罪被害者に対する法的支援について

山本 剛 55期

「よりそい弁護士制度」をご存じですか

安齋 由紀 72期

旧統一教会問題の現状と今後の課題

阿部 克臣 62期

フリーランス・トラブル110番の取り組み

川辺 雄太 68期

高齢者支援の意義と課題

山田 さくら 59期

子どもに関わる支援の大変さと楽しさ～児童相談所の例～

小林 美和 65期

民事弁護教官を担当して

林 信行 56期

IPO準備会社支援の実務

早川 明伸 58期／石崎 仁絃 75期

ワークライフバランス

67期女性

全友ニュース完全版はこちらから



<https://zenyukai.jp/activities/zenyunews85/>

編集・発行 第二東京弁護士会 全友会

<https://zenyukai.jp/>

編集部連絡先 東京都新宿区四谷三丁目1番地3

第一富澤ビル3階

原後綜合法律事務所内

編集担当者 三宅弘、石井邦尚、牧田潤一朗、三田直輝